

クーリング・オフ制度とは -----
 契約書面を受け取った日から、一定期間であれば
 無条件に契約を解除できる制度です

クーリング・オフができる取引内容と期間

訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠（SF）商法では店舗契約も含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引 （内職商法、モニター商法）	20日間

ここでは特定商取引法に関する法律で定められたクーリング・オフのみを紹介しています。



クーリング・オフができない場合があります！！

自分から店舗に出向いて契約した場合
 通信販売（ただし、返品特約の表示をしていない場合、商品受け取り後8日間は購入者が送料を負担して返品可能です）

その他クーリング・オフできないもの

- ・自動車・自動車リース・葬儀・電気・都市ガス等
- ・化粧品・健康食品等（いわゆる使用してしまった消耗品）
- ・飲食店での飲食・マッサージ・カラオケ等
- ・現金取引で3,000円に満たないもの

➤クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約書類に不備がある時や勧誘の方法に問題がある時などは、解約できる場合があります。ご相談ください！！

悪質セールスマン 撃退5ヶ条

- 1 まず聞こう
名前と目的
- 2 はっきり言おう
「いいません」
- 3 迷ったら
ひとりで悩むな
- 4 簡単に
書くな名前
押すな印鑑
じっくり読もう契約書
- 5 うまい話は
この世にない

クーリング・オフの方法

（はがきの場合）

平成 年 月 日 市 町 丁目 番地 氏名	契約解除通知書 契約年月日 平成 年 月 日 商品名 契約金額 販売会社名 株式会社 営業所 担当者 氏	郵便はがき 株式会社 代表者様 市 町 番地
--------------------------	---	---------------------------------

必ず両面のコピーをとっておきましょう。
 簡易書留や特定記録郵便など証拠に残る方法
 で送りましょう。
 クレジット契約がある場合は、クレジット会
 社にも同様の通知を送りましょう。